

9月定例会

8月19日(金)～9月12日(月)

塩尻市では こんなことが決まりました。

審査結果の一覧は11ページに掲載してあります。

概要は塩尻市議会ホームページで確認できます。



市長提出議案



議員提出議案



こんなことを
審議し、決めました

市長提出	議員提出	請願
47件	2件	2件

9月定例会 ピックアップ pick up

〔議案第23号〕

塩尻市児童館の指定管理者の 指定について

(社会文教常任委員会付託)

全会一致
可決

指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めらるるもの。

◆概要

塩尻市立洗馬児童館の指定管理者に、社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会を指定するもの。指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間。洗馬児童館とふれあいセンター洗馬は複合施設。

◆委員会Q&A

Q 市内で指定管理者が入っている児童館は洗馬児童館だけか。

A 洗馬児童館のみ。

Q 職員体制はどうなっているか。

A 館長1人、児童厚生員2人の3人体制。

Q 職員が少ないとも思えるが、登録児童数が少ないからか。

A 3人の正規職員に加え、利用児童数により時間給のパート職員を追加配置して運営している。

Q 児童館とふれあいセンターの契約は一括又は別々で行っているか。



洗馬児童館

A 契約、支払いともに別々である。

Q 市の直営と指定管理では、かかるコストに違いはあるか。

A 児童館とふれあいセンターを一体で運営できることにより、ランニングコストは直営で運営するより抑えられる。

Q 洗馬児童館の利用人数はどのくらいか。

A 令和4年9月1日時点で、児童クラブと放課後キッズクラブを合わせて72人である。